別表第四を次のように改める。

別表第四　賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表（第百八十六条関係）

賞与の金額に乗ずべき率	甲																		乙	
	扶養親族等の数																			
	0人		1人		2人		3人		4人		5人		6人		7人以上					
	前月の社会保険料等控除後の給与等の金額																		前月の社会保険料等控除後の給与等の金額	
	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満
%	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
0	68千円未満		94千円未満		133千円未満		171千円未満		210千円未満		243千円未満		275千円未満		308千円未満					
2	68	79	94	243	133	269	171	295	210	300	243	300	275	333	308	372				
4	79	252	243	282	269	312	295	345	300	378	300	406	333	431	372	456				
6	252	300	282	338	312	369	345	398	378	424	406	450	431	476	456	502				
8	300	334	338	365	369	393	398	417	424	444	450	472	476	499	502	527				
10	334	363	365	394	393	420	417	445	444	470	472	496	499	525	527	553	241千円未満			
12	363	395	394	422	420	450	445	477	470	504	496	531	525	559	553	588				
14	395	426	422	455	450	484	477	513	504	543	531	574	559	604	588	632				
16	426	550	455	550	484	550	513	557	543	592	574	622	604	652	632	683				
18	550	668	550	689	550	710	557	730	592	751	622	771	652	792	683	812				
20	668	714	689	738	710	762	730	786	751	810	771	834	792	859	812	884	241	305		
22	714	750	738	775	762	801	786	826	810	852	834	879	859	902	884	925				
24	750	791	775	817	801	844	826	872	852	898	879	922	902	947	925	971				
26	791	847	817	876	844	901	872	925	898	949	922	973	947	997	971	1,021				
28	847	910	876	936	901	962	925	987	949	1,013	973	1,038	997	1,064	1,021	1,089				
30	910	997	936	1,003	962	1,031	987	1,058	1,013	1,086	1,038	1,113	1,064	1,140	1,089	1,168	305	535		
32	997	1,337	1,003	1,362	1,031	1,386	1,058	1,410	1,086	1,435	1,113	1,459	1,140	1,484	1,168	1,508				
35	1,337	1,551	1,362	1,579	1,386	1,607	1,410	1,636	1,435	1,664	1,459	1,692	1,484	1,720	1,508	1,749				
38	1,551	2,676	1,579	2,700	1,607	2,724	1,636	2,748	1,664	2,771	1,692	2,795	1,720	2,819	1,749	2,843	535	1,142		
41	2,676	3,569	2,700	3,600	2,724	3,632	2,748	3,664	2,771	3,695	2,795	3,727	2,819	3,759	2,843	3,790				
45	3,569千円以上		3,600千円以上		3,632千円以上		3,664千円以上		3,695千円以上		3,727千円以上		3,759千円以上		3,790千円以上		1,142千円以上			

（注）　この表における用語については、次に定めるところによる。

㈠　「扶養親族等」とは、控除対象配偶者及び控除対象扶養親族をいう。

㈡　「社会保険料等」とは、第七十四条第二項（社会保険料控除）に規定する社会保険料及び第七十五条第二項（小規模企業共済等掛金控除）に規定する小規模企業共済等掛金をいう。

（備考）　賞与の金額に乗ずべき率の求め方は、次のとおりである。

㈠　給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた居住者については、㈣に該当する場合を除き、

(1)　まず、その居住者の前月中の給与等（賞与を除く。以下この表において同じ。）の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料等の金額（以下この表において「前月中の社会保険料等の金額」という。）を控除した金額を求める。

(2)　次に、当該申告書により申告された扶養親族等の数と(1)により求めた金額とに応じて甲欄の「前月の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求める。

(3)　(2)により求めた行と「賞与の金額に乗ずべき率」欄との交わるところに記載されている率が、その求める率である。

㈡　㈠の場合において、給与所得者の扶養控除等申告書にその居住者が障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生に該当する旨の記載があるとき（当該勤労学生が第二条第一項第三十二号ロ又はハ（定義）に掲げる者に該当するときは、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第百九十四条第三項（給与所得者の扶養控除等申告書）に規定する書類の提出又は提示があつたとき）は、扶養親族等の数にこれらの一に該当するごとに１人を加算した数を、当該申告書にその居住者の控除対象配偶者又は扶養親族のうちに障害者又は第八十五条第二項（扶養親族等の判定の時期等）に規定する同居特別障害者がある旨の記載があるときは、扶養親族等の数にこれらの一に該当するごとに１人を加算した数を、それぞれ扶養親族等の数とする。

㈢　給与所得者の扶養控除等申告書の提出がない居住者（従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた居住者を含む。）については、㈣に該当する場合を除き、

(1)　その居住者の前月中の給与等の金額から前月中の社会保険料等の金額を控除した金額を求める。

(2)　(1)により求めた金額に応じて乙欄の「前月の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求める。

(3)　(2)により求めた行と「賞与の金額に乗ずべき率」欄との交わるところに記載されている率が、その求める率である。

㈣　前月中の給与等の金額がない場合若しくは前月中の給与等の金額が前月中の社会保険料等の金額以下である場合又はその賞与の金額（当該金額から控除される社会保険料等の金額がある場合には、その控除後の金額）が前月中の給与等の金額から前月中の社会保険料等の金額を控除した金額の10倍に相当する金額を超える場合には、この表によらず、第百八十六条第一項第一号ロ若しくは第二号ロ又は第二項（賞与に係る徴収税額）の規定（同条第三項の規定を含む。）により税額を計算する。

㈤　㈠から㈣までの場合において、その居住者の受ける給与等の支給期が月の整数倍の期間ごとと定められているときは、その賞与の支払の直前に支払を受けた若しくは支払を受けるべき給与等の金額又はその給与等の金額から控除される社会保険料等の金額を当該倍数で除して計算した金額をもつて、それぞれ前月中の給与等の金額又は当該金額から控除される社会保険料等の金額とみなす。